

# 2024(令和6)年度 両立支援等助成金のご案内

## 1. 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

※第2種は1事業主につき1回限りの支給。  
※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給はできません。

		支給額
① 第1種	1人目	:20万円 ※雇用環境整備措置を4つ以上実施の場合30万円
	2人目・3人目	:10万円
② 第2種	1 事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合	:60万円
	2 事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合	:40万円
	3 事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合	:20万円 ※プラチナくるみ認定事業主は15万円加算

## 2. 介護離職防止支援コース

中小企業事業主のみ対象

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
① 介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
	業務代替支援加算	新規雇用20万円、手当支給等5万円
② 介護両立支援制度		30万円
個別周知・環境整備加算(①or②に加算)		15万円

※①②とも1事業主1年度5人まで

## 3. 育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可。

		支給額
① 育休取得時		30万円
② 職場復帰時		30万円

※①②とも1事業主2人まで支給(無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)

## 4. 育休中等業務代替支援コース

中小企業事業主のみ対象

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣受入を含む)を実施した中小企業事業主に支給します。

		支給額
① 手当支給等(育児休業)	ABの合計額(最大125万円)	A.業務体制整備経費:5万円(育休1か月未満:2万円) B.手当支給総額の3/4(※1) ※上限10万円/月、12か月まで
	② 手当支給等(短時間勤務)	A.業務体制整備経費:2万円 B.手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③ 新規雇用(育児休業)	代替期間に応じた	最短:7日以上14日未満 9万円 最長:6か月以上 67.5万円
	有期雇用労働者加算	10万円加算(※3)

※1 プラチナくるみ認定事業は割増・加算あり ※2 ①~③全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給 ※3 育休取得者/短時間勤務者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1か月以上の場合に加算

## 5. 柔軟な働き方選択制度等支援コース

中小企業事業主のみ対象

育児期の柔軟な働き方に関する制度(柔軟な働き方選択制度等)を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。

		支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用		20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用		25万円

※1事業主1年度5人まで

お問い合わせ先

宮崎労働局雇用環境・均等室

TEL.0985-38-8821

働き方改革についての相談窓口、専門家派遣・出張相談、働き方改革セミナー等

みやざき働き方改革推進支援センター

月曜日～金曜日(休日:土・日・祝日・年末年始)9:00～17:00

0120-975-264

宮崎市橋通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302  
FAX.0985-27-1871 E-mail:hk45@mb.langate.co.jp

# 仕事と生活の両立応援宣言

あなたの会社も

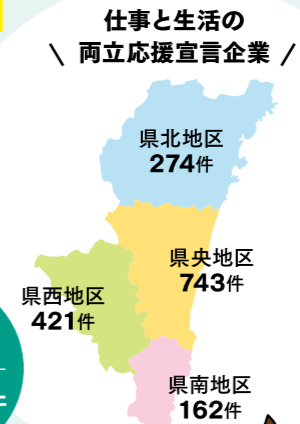
## 仕事と生活の両立応援宣言

しませんか?

### 仕事と生活の両立応援宣言とは

企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度です。県では、宣言企業・事業所を登録し、宣言書を交付します。

※宮崎県内に事業所がある、全ての企業・事業所から募集します。  
※事業所規模は問いません。



### 宣言に取り組むと…

#### メリット 1. 職場の活性化につながります

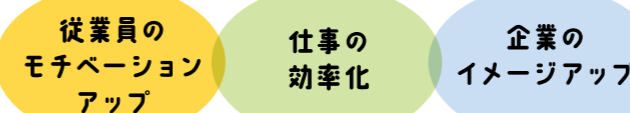
働きやすい職場になることで従業員のやる気が高まります。これにより、優秀な人材の確保・定着を図ることができます。

#### メリット 2. イメージアップできます!

県のホームページや刊行物などで広く紹介します。ホームページでは会社のホームページへのリンクも設定できるので、会社のアピール、イメージアップにつながります。

#### メリット 3. 次世代法に基づく行動計画の公表先として活用できます

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表も合わせて行うことができます。



### 登録企業・事業所の声

- 問い合わせが増え、会社のアピールになっている。
- 新規採用の際、働きやすい職場として紹介できるようになった。
- 子どもや家庭の事などの相談ができるようになり、お互い理解し合えるようになったため、仕事のフォローもスムーズになった。
- 宣言したことで事業所側も積極的に年次有給休暇の取得を促すような雰囲気になった。
- 年次有給休暇の計画的な取得やノー残業に努める日が定着してきた。また、非効率な仕事を見直す意識も高まってきた。
- 子どもに合わせて仕事を休む事ができ、仕事と家庭を両立しやすい環境になったと感じている。

### 登録方法

下記お問合せ先へお電話いただければ申込書を郵送いたします。宣言登録申込書を、下記お問合せ先へEメール又は郵送・FAXでご提出ください。申込書はホームページからもダウンロードできます。

宣言企業についての詳細は、県庁ホームページをご覧ください!

宮崎県 仕事と生活の両立

お申込み・お問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)  
TEL.0985-26-7106 E-mail:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

